

四日市市災害防止協定の見直し・締結について

四日市市災害防止協定の見直し・締結に向け、かねて事業者等と協議を進めてきましたが、平成 27 年 3 月 1 日付けで締結が完了したので、お知らせします。

1. 締結事業者(順不同)

<再締結33社>

JSR(株)四日市工場	三菱化学(株)四日市事業所
昭和四日市石油(株)四日市製油所	(株)JSP四日市第一工場
四日市合成(株)	東邦化学工業(株)四日市工場
味の素(株)東海事業所	パナソニックデバイスマテリアル四日市(株)
三菱瓦斯化学(株)四日市工場	日本トランスシティ(株)中部支社
石原産業(株)四日市工場	日本アエロジル(株)四日市工場
三菱マテリアル(株)四日市工場	コスモ石油(株)供給ビジネスユニット四日市製油所
KHネオケム(株)四日市工場	日本板硝子(株)四日市事業所
中部電力(株)(四日市火力発電所 四日市LNGセンター)	第一工業製菓(株)四日市事業所
昭和電工ガスプロダクツ(株)四日市工場	東ソー(株)四日市事業所
丸善石油化学(株)四日市工場	四日市オキシトン(株)四日市工場
DIC(株)四日市工場	上野製菓(株)四日市工場
霞共同事業(株)	ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ(株)四日市工場
四日市エルピージー基地(株)霞事業所	BASFジャパン(株)
東邦ガス(株)(四日市工場 供給管理部)	日本ポリプロ(株)四日市工場
富士電機(株)食品流通事業本部三重工場	(株)東芝四日市工場
八千代工業(株)四日市製作所	

<新規締結3社>

宝酒造(株)楠工場	CKD(株)四日市工場	YKK AP(株)三重工場
-----------	-------------	---------------

2. 災害防止協定見直しの目的

東日本大震災や事業所での爆発事故等の発生に鑑み、危険物等事故防止に対する意識が高まっている。本市においても、事業所と市が協力して現行の防災体制の見直しを図り、地域住民の安心を高める企業防災が行われるよう、見直しを行った。

3. 災害防止協定見直しのポイント

- ①産業災害に加え、自然災害による災害の防止についてを追加
- ②災害発生時等の事業所における地域住民への迅速な広報について明記
- ③事業所における災害発生原因及び再発防止策の地域住民への説明について明記
- ④事業所において生産施設等を新增設する際の地域住民への説明について明記
- ⑤地域住民等とのコミュニケーションを図るとともに、可能な範囲で地域防災の取り組みに協力する旨を追加

問い合わせ先

危機管理監 危機管理室 駒田

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号(市役所6階)

TEL/059-354-8119FAX/059-350-3022 [E-mail/kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp)

四日市市災害防止協定 (ひな形)

平成27年3月1日

四日市市

【締結相手方】

四日市市（以下「甲」という。）と【締結相手方】（以下「乙」という。）は、事故又は自然災害による爆発、火災、油又はガスの漏洩等の災害（以下「災害」という。）を防止するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して総合的な防災体制の整備促進を図り、住民の生命、身体及び財産を保護し、安全な生活環境の確保に資することを目的とする。

（責務）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、関係法令の遵守はもとより自主保安体制の強化及び保安技術の向上に努めるとともに、甲の指導に基づき災害防御体制を整備強化し、万全の措置を講ずる責務を有する。

（防災組織の整備）

第3条 乙は、事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって防災を推進する任にあたらせ、常時防災対策に万全を期するとともに、災害の発生並びにその災害に起因する被害等に即応するため、総合防災組織を整備するものとする。

（保安教育訓練）

第4条 乙は、従業員に対し保安、防災に関する教育訓練の徹底を図らなければならない。

2 乙は、事業所において業務を行う関連業者に対し、安全の確保及び災害の防止について、積極的に指導及び監督を行わなければならない。

（広報、通信体制の整備等）

第5条 乙は、甲の定める防災に関する計画に適合するよう広報及び通信体制の整備を行い、甲の計画の実施に協力するものとする。

2 乙は、事業所において災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、地域住民に迅速に広報するものとし、必要に応じて前項の通信体制を活用するものとする。

3 乙は、事業所において災害が発生したときは、原因及び再発防止策について甲に報告するとともに、自治会を通じて地域住民に説明するなど適切な方法により行うものとする。

4 乙は、事業所において生産施設等を新增設するときは、自治会を通じて地域住民に説明するなど適切な方法により行うものとする。

（災害通報）

第6条 乙は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、直ちに甲に通報するとともに、必要かつ適切な措置を講じ、その状況を速やかに甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の通報を受けたときは、自治会、消防団等に対し、必要に応じてその内容を伝達するものとする。

(損害の賠償)

第7条 乙は、事業所において災害が発生し、第三者に損害を与えたとき（乙に賠償責任がある場合に限る）は、乙の責任において賠償その他の措置をとらなければならない。

2 甲は、前項に定める賠償等で紛争が生じ、乙又は損害を受けた第三者からその紛争について調整の申し出があった場合は、あっせん等の調整に努めるものとする。

(応援出動等)

第8条 乙は、応援体制の整備に努めるとともに、乙以外の事業所において災害が発生したとき又は災害の発生するおそれがあるときは、消防隊の応援出動その他必要な協力をするものとする。

2 乙は、市域に発生した次の各号に掲げる災害で、甲が応援要請をしたときは、これに協力するものとする。

(1) 大規模火災で、甲の消防力の総力を挙げても劣勢な場合

(2) 特殊災害で、甲の装備する防災能力で対処できない場合

3 乙が、前項に定める応援要請により出動し、事故等により損害を被った場合は、甲乙協議して対応を決定するものとする。

(防災計画書)

第9条 乙は、この協定の円滑な運用を図るため防災計画書を作成し、甲に提出しなければならない。なお、計画を修正したときも同様とする。

(立入検査権)

第10条 甲は前条の防災計画の実施状況調査、又は災害の発生等により必要があると認めるときは、乙の事業所に立入ることができるものとする。

(地域防災の取り組みへの協力)

第11条 乙は、地域住民とのコミュニケーションの場を持つよう努めるとともに、可能な範囲で地域防災への取り組みに協力するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 四日市市諏訪町1番5号
四日市市
四日市市長 田中俊行

乙 【締結相手方】